

「せたな産品販売ネット市場開設業務」プロポーザル実施要項

1. 業務の概要

- (1) 業務名 せたな産品販売ネット市場開設業務
- (2) 目的 新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、売り場の無くなったせたな町の特産品等を「せたな産品販売ネット市場」を開設し、インターネットによる通信販売による特産品の販路確保と事業者支援を行うため、WEBページの開設及び管理運営を実施する事業者を募集する。
- (3) プロポーザル 公募型プロポーザル方式により、業務受託候補者を選定する。
- (4) 業務内容 「せたな産品販売ネット市場開設業務仕様書」のとおり
- (5) 業務委託金額 委託料 4,339,000円以内（消費税込）
- (6) 業務実施期間 契約締結の日～令和3年3月31日

2. プロポーザル参加資格

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する団体であること。(法人格の有無は問わない)
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 国税及び地方税等を滞納していないこと。
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの又は役員が暴力団の構成員暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) WEBサイトの管理運営能力を有し、商品販売等に精通している者

3. プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要項等の公表	令和2年 7月 9日（木）
参加表明書の提出期限	令和2年 7月21日（火）
企画提案書等の提出期限	令和2年 7月31日（金）
審査会（プレベンション予定）	令和2年 8月上旬（予定）
審査結果通知	令和2年 8月中旬（予定）
契約締結	令和2年 8月下旬（予定）

※スケジュールについては、担当課の都合で変更する場合がある。

4. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 様式第1号(プロポーザル参加表明書)
①様式第2号(誓約書)
②登記事項証明書(法人のみ)
③納税証明書(国税、都道府県税、市町村税)
④印鑑証明書
⑤決算書(1年分)
⑥委任状(支店、営業所等のみ)
※上記①～⑥は令和元年、令和2年度の競争入札参加資格審査申請を提出している事業者は不要です。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和2年7月21日(火) 17時(必着)
- (4) 提出方法 郵送又は持参
- (5) 提出先 せたな町役場まちづくり推進課商工労働観光係
TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657
土日祝日を除く平日9時から17時まで対応

5. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 様式第9号(企画提案書の提出について)
様式第3号(提案者情報書)
様式第4号(実績調書)
企画提案書、見積書(参考様式あり)、付属書類
- (2) 企画提案書 企画提案書には、次の事項を記載すること。
①本業務に対する考え方、実施方針
②本業務の実施スケジュール
③本業務の実施体制
④特産品の選定方法、商品構成、販促方法
⑤業務終了後のWEBサイトを活用した取組方針
⑥独自提案並びにセールスポイント
- (3) 様式 別紙様式による
企画提案書は、別添仕様書に基づき様式は任意とする。必要に応じて付属資料を添付しても構わない。企画提案書及び付属資料はA4サイズとする。
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出期限 令和2年7月31日(金) 17時(必着)
- (6) 提出方法 郵送又は持参
- (7) 提出先 せたな町役場まちづくり推進課商工労働観光係
TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657
土日祝日を除く平日9時から17時まで対応
- (8) 留意事項
- ・企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう分かりやすい表現を心がけること。
 - ・委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の再委託を前提とする企画

提案は認めない。

- ・見積書の作成にあたっては、WEBサイト構築に係る費用と管理運営に係る費用とを分けて記載すること。また、明細はできるだけ詳細に記載し、本業務の実施に要する費用の内訳（項目、条件、数量、単価、金額等）を明らかにすること。ただし、特産品の仕入代金・振込手数料は含めない。（集荷手数料は含めて構わない）
- ・業務委託期間中の特産品販売における利益については、受託事業者に帰属するものとする。
- ・本プロポーザルは、企画能力や業務遂行能力が最も優れた者を選定するものであり、企画提案そのものを選定するものではない。

6. 契約の相手方の選定

- (1) 提出書類等の審査を行い、最も評価の高い事業者を契約の相手方として選定する。評価のポイントは、①企画能力 ②業務遂行能力 ③見積額 とする。
- (2) 選定結果は、書面で通知する。
- (3) 選定された者は、通知があり次第担当者と打合せを行い、業務委託契約書を締結した後、速やかに準備に着手すること。

7. その他

- (1) 企画提案書その他に虚偽の記載があった場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。
- (3) 本業務に関して不明な点がある場合には、質問書（様式第5号）に記載し、電子メールで提出すること。質問は、企画提案書等の提出期限の前日まで受け付けるものとし、回答は参加者全員に対して電子メールにて行う。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。
- (4) 本事業により構築されたECサイトは、せたな町に帰属するものとするが、受託者には業務委託期間終了後、使用期限の定めなく無償でWEBサイトが使用できるものとし、3年以上の継続実施を条件とする。この場合、使用に伴う経費は受託者が負担する。
- (5) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒049-4512

久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1

せたな町役場まちづくり推進課商工労働観光係

TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657

e-mail: seiki.sakai@town.setana.lg.jp